

議 案 書

令 和 4 年 3 月

第 2 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 2	令和3年度松山市一般会計補正予算（第17号）		(議) 1
3	令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）		9
4	令和3年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）		11
5	令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）		13
6	令和3年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		17
7	令和4年度松山市一般会計予算		(予) 1
8	令和4年度松山市競輪事業特別会計予算		13
9	令和4年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		17
10	令和4年度松山市介護保険事業特別会計予算		23
11	令和4年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		27
12	令和4年度松山市駐車場事業特別会計予算		29
13	令和4年度松山市道後温泉事業特別会計予算		35
14	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計予算		39
15	令和4年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		43
16	令和4年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		45
17	令和4年度松山市松山城観光事業特別会計予算		47
18	令和4年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		51
19	令和4年度松山市公債管理特別会計予算		55
20	令和4年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
21	令和4年度松山市簡易水道事業会計予算		41
22	令和4年度松山市工業用水道事業会計予算		87
23	令和4年度松山市下水道事業会計予算		121
24	松山市職員定数条例の一部改正について		(議) 21
25	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		23
26	松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		25
27	松山市新庁舎整備検討審議会条例の制定について		27
28	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について		29
29	松山市消防手数料条例の一部改正について		31

30	松山市消防団条例の一部改正について		33
31	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		37
32	松山市人権啓発施策推進条例の一部改正について		39
33	松山市国民健康保険条例の一部改正について		41
34	松山市安居島水道条例の一部改正について		43
35	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について		45
36	松山市水道事業給水条例の一部改正について		53
37	松山市企業立地促進条例の一部改正について		59
38	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について		63
39	包括外部監査契約の締結について		65
40	第6次松山市総合計画基本構想の変更について		67
41	市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて		69
42	相互救済事業の委託について		71
43	市道路線の認定及び廃止について		73

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は別冊一般・特別会計予算書、
(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

議案第2号

令和3年度松山市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度松山市一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,377,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,532,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,000,000 千円	1,501,000 千円	64,501,000 千円
	1 市民税	26,900,000	1,301,000	28,201,000
12 地方交付税	2 固定資産税	30,014,000	200,000	30,214,000
	1 地方交付税	19,368,000	3,175,000	22,543,000
14 分担金及び負担金		19,368,000	3,175,000	22,543,000
	1 分担金	716,666	1,500	718,166
16 国庫支出金		39,960	1,500	41,460
	2 国庫補助金	81,830,486	724,585	82,555,071
17 県支出金		40,307,858	724,585	41,032,443
	1 県負担金	19,178,055	205,051	19,383,106
18 財産収入	2 県補助金	11,291,339	15,534	11,306,873
		6,847,631	189,517	7,037,148
19 寄附金	1 財産運用収入	86,085	40,312	126,397
		39,690	40,312	80,002
20 繰入金		620,000	39,724	659,724
	1 寄附金	620,000	39,724	659,724
		14,482,323	253,277	14,735,600

	1 基金繰入金	14,448,941	253,277	14,702,218
22 諸収入		6,627,999	160,453	6,788,452
	4 雑入	2,063,711	26,674	2,090,385
	5 公営事業貸付金元利収入	0	133,779	133,779
23 市債		15,442,900	1,276,800	16,719,700
	1 市債	15,442,900	1,276,800	16,719,700
歳入	合計	239,154,792	7,377,702	246,532,494

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,946,757 千円	3,685,744 千円	18,632,501 千円
	1 総務管理費	11,536,597	3,648,341	15,184,938
	2 徴税費	2,072,044	18,043	2,090,087
	3 戸籍住民基本台帳費	929,630	19,360	948,990
3 民生費		117,395,362	114,251	117,509,613
	1 社会福祉費	50,466,572	114,251	50,580,823
4 衛生費		23,468,563	500	23,469,063
	1 保健衛生費	4,188,587	500	4,189,087
6 農林水産業費		3,101,478	27,892	3,129,370
	2 農業土木費	1,036,784	27,875	1,064,659

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費	3 林業費	205,352 千円	17 千円	205,369 千円
		26,237,125	569,841	26,806,966
8 土木費	1 商工費	24,815,367	511,564	25,326,931
	2 観光費	1,421,758	58,277	1,480,035
9 消防費		16,554,282	432,948	16,987,230
	2 道路橋梁費	2,832,631	208,700	3,041,331
	5 都市計画費	9,785,901	223,540	10,009,441
	7 公園緑地費	615,657	708	616,365
10 教育費	1 消防費	4,924,495	200,000	5,124,495
		4,924,495	200,000	5,124,495
歳出 合計		13,745,162	2,346,526	16,091,688
	1 教育総務費	2,161,267	659,621	2,820,888
	2 小学校費	2,333,395	1,307,056	3,640,451
	3 中学校費	1,237,828	364,849	1,602,677
	5 社会教育費	2,680,865	15,000	2,695,865
歳出 合計		239,154,792	7,377,702	246,532,494

第2表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款		項		事業名	金額	
2	総務費	1	総務管理費	総合コミュニケーションセンター建築物改修事業	30,000千円	
		3	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	20,000	
3	民生費	1	社会福祉費	社会福祉施設建設補助事業	90,000	
		2	児童福祉費	私立保育施設等耐震化整備事業 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 保育所事務費	130,000 30,000 10,000	
4	衛生費	1	保健衛生費	水道事業会計出資金	190,000	
6	農林水産業費	2	農業土木費	土地改良事業 団体営土地改良事業	240,000 60,000	
		3	林業費	林道整備事業	70,000	
		4	水産業費	水産基盤整備事業 漁港整備事業	30,000 120,000	
8	土木費	1	土木管理費	耐震改修等補助事業	50,000	
		2	道路橋梁費	道路橋梁整備事業	1,290,000	
		3	河川費	河川等整備事業	380,000	
		5	都市計画費	地籍調査事業	地籍調査事業	210,000
				宅地耐震化推進事業 都市計画整備事業	宅地耐震化推進事業 都市計画整備事業	20,000 20,000
				都市開発支援事業	10,000	

款	項	事業名	金額
		松山駅周辺整備事業	1,000,000 千円
		街路整備事業	270,000
		下水道事業会計負担金	80,000
		都市公園整備事業	40,000
6 住	宅	空家対策推進事業	10,000
		市営住宅建設事業	20,000
9 消	防	消防施設整備事業	100,000
10 教	育	学校教育総務費	120,000
		教育の情報化推進事業	50,000
		小学校施設整備事業	1,340,000
3 中	学	中学校施設整備事業	370,000
		農林水産施設災害復旧費	350,000
11 災	害	農林土木災害復旧事業	

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和3年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。 	年5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができ。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	610,000	同上	同上	同上	700,000	同上	同上	同上
	1,350,000	同上	同上	同上	同上	1,370,000	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,060,000	同上	同上	同上	2,210,000	同上	同上	同上

議案第3号

令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,026,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		84,620 千円	547,074 千円	631,694 千円
	1 繰越金	84,620	547,074	631,694
9 財産収入		0	830	830
	1 財産運用収入	0	830	830
歳入	合計	52,478,897	547,904	53,026,801

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	547,904 千円	547,904 千円
	1 基金積立金	0	547,904	547,904
歳出	合計	52,478,897	547,904	53,026,801

議案第4号

令和3年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追加

款		項		事	業	名	金	額	
1	駐	車	場	1	駐	車	場	費	
1	駐	車	場	1	駐	車	場	費	30,000 千円

議案第5号

令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,722千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市道後温泉事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		32,996 千円	△ 7,603 千円	25,393 千円
	1 負担金	32,996	△ 7,603	25,393
2 使用料及び手数料		384,379	△ 117,992	266,387
	1 使用料	382,564	△ 117,992	264,572
4 繰入金		481,279	44,325	525,604
	1 一般会計繰入金	362,736	52,277	415,013
5 諸収入		118,543	△ 7,952	110,591
	2 基金繰入金	23,362	△ 378	22,984
7 繰越金		23,362	△ 378	22,984
	1 繰越金	0	37,926	37,926
歳入	合計	1,111,100	△ 43,722	1,067,378

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,049,284 千円	△ 43,722 千円	1,005,562 千円
	1 温泉事業費	1,049,284	△ 43,722	1,005,562

歲	出	合	計	1,111,100	△ 43,722	1,067,378
---	---	---	---	-----------	----------	-----------

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款		項		事	業	名	金 額
1	温 泉 事 業 費	1	温 泉 事 業 費	道後温泉本館保存修理事業			220,000 千円

議案第6号

令和3年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,114,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市松山城観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		29,043 千円	700,000 千円	729,043 千円
	1 繰越金	29,043	700,000	729,043
歳入	合計	414,100	700,000	1,114,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		0 千円	700,000 千円	700,000 千円
	1 基金積立金	0	700,000	700,000
歳出	合計	414,100	700,000	1,114,100

第2表 繰越明許費補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 松山城管理費	1 松山城管理費	松山城復興建造物等調査・改修事業	30,000 千円

議案第 24 号

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員定数条例の一部改正について

松山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員定数条例の一部を改正する条例

松山市職員定数条例（昭和 24 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「458 人」を「495 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

救急需要の増加等に伴う救急隊の増隊及び女性消防職員の活躍に向けて消防職員を増員するため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)中「第21条第2号イ」を「第21条第2号」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の育児休業等に係る在職期間の要件を廃止するため、本案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新庁舎整備検討審議会条例の制定について
松山市新庁舎整備検討審議会条例を次のように定める。

記

松山市新庁舎整備検討審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の新庁舎の整備に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市に松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の整備の基本構想及び基本計画について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者であつて、市長が行う公募に応じたもの

(3) 市長が必要と認める者

2 委員は、第 2 条の規定による答申を終えたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くこ

とができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。

(提案理由)

新庁舎整備検討審議会を設置するため、本案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

松山市学校給食共同調理場設置条例（昭和 48 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松山市たちばな学校給食共同調理場の項を削り、同表松山市垣生学校給食共同調理場の項中「西垣生町 7 5 6 番地の 2」を「東垣生町 6 5 0 番地 1」に改め、同表松山市八坂学校給食共同調理場の項を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

松山市垣生学校給食共同調理場及び松山市たちばな学校給食共同調理場を統合し、新たに松山市垣生学校給食共同調理場を整備するとともに、松山市八坂学校給食共同調理場を廃止するため、本案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成 12 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 中「110,000 円」を「98,000 円」に、「17,000 円に変更に係る貯蔵施設」を「15,000 円に変更に係る貯蔵施設」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請審査手数料等の額を引き下げるため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団条例の一部改正について

松山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団条例の一部を改正する条例

松山市消防団条例（昭和39年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 休団

第6条の2 長期間消防団の活動に従事することができない消防団員は、3年を超えない範囲内で、消防団の活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団しようとするとき及び休団中の消防団員が消防団の活動に復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

第8条を次のように改める。

（分限）

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃により過員を生じたとき。

2 消防団員は、死亡したとき、所在不明となつたとき、禁錮以上の刑に処せられたとき又は第5条第1号に適合しない状態に至つたときは、その身分を失うものとする。

第5章中第8条の次に次の2条を加える。

（懲戒）

第8条の2 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒の手続)

第8条の3 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

第9条中「別表第1」を「別表」に改め、「報酬を」の次に「活動記録等に基づいて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、休団中又は停職中の消防団員には、報酬を支給しない。

第10条中第1項を削り、第2項を同条とする。

別表第1種別の項の次に次のように加える。

災害出動報酬	1回 につき	4時間未満 4,000円 4時間以上8時間未満 6,000円 8時間以上 8,000円	火災、水災等の災害の防御活動のために出動した場合に支給
その他出動報酬	1回 につき	4時間未満 3,100円 4時間以上 4,650円	警戒、訓練、式典、会議等のために出動した場合に支給

別表第1中「年報酬」を「団員報酬」に、「32,700円」を「37,500円」に、「26,500円」を「36,500円」に、「8,800円」を「12,000円」に改め、「9月、3月の2期に分け支給」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 報酬の支給方法については、規則で定める。
- 2 島しょ部の海上における消防活動のために出動した場合の災害出動報酬の額は、この表に定める額に5,000円を加えた額とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に消防団員が出動した場合について適用し、同日前に消防団員が出動した場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の別表第1に規定する自動車ポンプ管理報酬及びポンプ管理報酬の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員の報酬を引き上げるとともに、休団制度及び身分に係る規定を定めるため、本案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第 32 号

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市人権啓発施策推進条例の一部改正について

松山市人権啓発施策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市人権啓発施策推進条例の一部を改正する条例

松山市人権啓発施策推進条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の表浅海ふれあいセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

浅海ふれあいセンターを北条ふれあいセンターに統合するため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の7中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の10又は第15条の13」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の10又は第15条の13」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第3項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置を講じるため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安居島水道条例の一部改正について

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例

松山市安居島水道条例（平成16年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表中「785円」を「990円」に、「39円」を「53円」に、「272円」を「280円」に、「278円」を「285円」に、「283円」を「288円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和5年4月分として徴収する利用料金から適用し、同月前の月分として徴収する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の検針の日からその直前の検針の日までの期間に係る利用料金のうち、令和5年4月分として徴収する利用料金については、この条例による改正前の別表の規定を適用する。

（提案理由）

松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
松山市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように定める。

記

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準、手続その他墓地等の経営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営者)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由があり、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下単に「宗教法人」という。）であって、主たる事務所を市内に有するもの

(墓地等の設置場所の基準)

第4条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。

(2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から、墓地（焼骨のみを埋蔵する墓地を除く。）にあつては110メートル以上、火葬場にあつては220メートル以上離れた場所であること。

(3) 飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。

(墓地の構造設備の基準)

第5条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。
- (2) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。
- (3) 通路は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。
- (4) 宗教法人が経営する墓地の場合は、当該宗教法人が適正な管理をすることができる
と市長が認める規模とすること。

(納骨堂の構造設備の基準)

第6条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 納骨堂の敷地の境界に、障壁、生垣等を設けること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造である
こと。
- (3) 出入口は、施錠できる構造とすること。
- (4) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。

(火葬場の構造設備の基準)

第7条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 火葬場の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設ける
こと。
- (2) 規則で定める大気汚染、悪臭及び騒音に係る基準に適合する火葬設備を設けること。
- (3) 管理事務所、待合所、霊安室、駐車場、給排水設備及び便所を設けること。

(事前協議)

第8条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営の許可」という。）を申請しようとする者（以下この条及び次条において「申請予定者」という。）は、規則で定める墓地等設置事前協議書を市長に提出し、当該墓地等の設置に関する計画（以下「墓地等の計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 前項の墓地等設置事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請の理由を記載した書類
- (2) 墓地等の付近の略図
- (3) 墓地等の設計図
- (4) 申請地及び隣接地の公図の写し
- (5) 申請地及び隣接地の登記事項証明書
- (6) 申請予定者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し
- (7) 申請予定者が宗教法人であるときは、印鑑証明書
- (8) 第10条第1項の規定による説明会の開催等の計画を記載した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出があったときは、申請予定者に対し、随時必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置)

第9条 前条第1項の規定による墓地等設置事前協議書を提出した申請予定者（以下「協議者」という。）は、当該墓地等の計画の周知を図るため、第12条第1項の規定による墓地等経営許可申請書を提出する日の90日以前から第17条の規定による工事完了届を提出する日までの間、当該計画に係る土地の外部から見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 協議者は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 協議者は、標識が風雨等により破損し、若しくは倒壊し、又は標識の記載事項の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を修復し、又は記載事項を変更しなければならない。

(説明会の開催等)

第10条 協議者は、当該墓地等の敷地に隣接する土地の所有者及び墓地若しくは納骨堂の敷地から110メートル未満若しくは火葬場から220メートル未満の距離に建築物を所有し、又は管理している者（以下「近隣住民等」という。）に対し、説明会の開催等により当該墓地等の計画の概要を説明しなければならない。

- 2 前項の説明会の開催等は、第12条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出の日の60日以前に行わなければならない。
- 3 協議者は、第1項の説明会の開催等を行ったときは、速やかに市長に報告しなければ

ならない。

(協議者の責務)

第11条 協議者は、当該墓地等の計画について、近隣住民等から規則で定める事項について協議の申出があったときは、これに誠実に応じるよう努めなければならない。

2 協議者は、前項の協議を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(経営の許可の申請等)

第12条 経営の許可を申請する協議者（以下この条及び第22条において「経営申請者」という。）は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資金計画書

(2) 経営計画の収支見込書

(3) 申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類

(4) 申請することを議決したときの議事録の写し

(5) 経営申請者が宗教法人で、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは、承認書の写し

(6) 墓地等使用契約約款その他これに相当するもの

(7) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類

(8) 近隣住民等から提出された意見及びその対応を記載したもの

(9) 第8条第2項に掲げる書類で変更があるもの

(10) その他市長が必要と認める書類

3 経営申請者が当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れるときは、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関から借り入れなければならない。

(変更の許可の申請等)

第13条 法第10条第2項の規定による変更の許可（以下「変更の許可」という。）の申請をしようとする者（次項及び第22条において「変更申請者」という。）は、変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 変更申請者は、規則で定める要件に該当するときは、前項の規定による変更許可申請書を提出する前に、第8条から第10条までに規定する事前協議、標識の設置及び説明会の開催等を行わなければならない。

- 3 第1項の変更許可申請書には、前条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。
ただし、墓地等の規模を縮小するもの又は変更内容が著しく軽微なものについては、書類の一部を省略することができる。

(廃止の許可の申請)

第14条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を申請しようとする者（以下「廃止申請者」という。）は、墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 廃止の理由を記載した書類
- (2) 墓地等の付近の略図
- (3) 申請地及び隣接地の公図の写し
- (4) 申請地の登記事項証明書
- (5) 廃止申請者が宗教法人であるときは、申請することを議決したときの議事録の写し
- (6) 廃止申請者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び認証印のある宗教法人の規則の写し
- (7) 廃止申請者が宗教法人であって、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるものときは、承認書の写し
- (8) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(経営の許可等の基準)

第15条 市長は、第3条から第7条までに規定する基準に適合し、かつ、第9条第2項及び第10条第3項に規定する報告を適切に行ったと認めたときでなければ、経営の許可及び変更の許可をしてはならない。

- 2 市長は、経営の許可又は変更の許可をするときは、墓地等の適正な管理及び安定的かつ永続的な経営並びに公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、経営の許可又は変更の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可書を交付するものとする。

(工事着手届)

第16条 経営の許可又は変更の許可を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該墓

地等の設置等に係る工事（以下単に「工事」という。）に着手しようとするときは、工事着手届を市長に提出しなければならない。

（工事完了届）

第17条 墓地等の経営者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

（工事完了検査済証）

第18条 市長は、前条の工事完了届の提出を受けた場合は検査を行い、第5条から第7条までに規定する基準に適合していると認めたときは、工事完了検査済証を交付するものとする。

2 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

（都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出）

第19条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、墓地又は火葬場の概要が分かる書類を添付して、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（経営者の責務）

第20条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等の区域等の清潔を保持すること。

(2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に安全措置を講じるよう求めること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。

2 墓地等の経営者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 宗教法人が経営する宗旨・宗派を問わない墓地又は納骨堂（以下「事業型墓地又は事業型納骨堂」という。）の経営者は、当該事業型墓地又は事業型納骨堂の使用に係る契約の内容を、使用者にとって権利義務関係が明確なものであって、使用者の利益の保護を十分に図るものとし、かつ、規則で定める事項を含むものとしなければならない。

4 事業型墓地又は事業型納骨堂の経営者は、規則で定める書類の写しを、各事業年度終了の日から4月以内に市長に提出しなければならない。

5 事業型墓地又は事業型納骨堂の経営者は、当該事業型墓地又は事業型納骨堂を可能な

限り市民の使用に供するよう配慮するものとする。

(立入調査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、墓地等の経営者その他の関係者から必要な報告を求め、職員に墓地等の構造設備、帳簿、書類その他の必要な物件の調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第22条 市長は、この条例若しくは規則に違反したと認められるとき又は前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、経営申請者若しくは変更申請者又は墓地等の経営者その他の関係者に対し、必要な勧告をすることができる。

(命令)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者その他の関係者に対し、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。

(1) 墓地等の経営者その他の関係者が正当な理由がなく前条の規定による勧告に従わないとき。

(2) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により経営の許可又は変更の許可を受けたとき。

(3) 墓地等の経営者以外の者が実質的に墓地等を経営していると認められるとき。

(4) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要があると認めるとき。

(公表)

第24条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 墓地等の経営者その他の関係者の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 命令の内容及び当該命令に従わない旨

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象

となる者にその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可の取消し)

第25条 市長は、墓地等の経営者又は管理者がこの条例に違反したとき又は正当な理由がなく墓地等の正常な経営が行われなときは、当該墓地等の経営の許可を取り消すことができる。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に経営の許可を受けている墓地等及び第8条第1項の規定による事前協議に相当する協議が終了している墓地等の経営の許可に係る経営者、設置場所及び構造設備の基準並びに手続については、この条例の規定は、適用しない。

(提案理由)

墓地等の経営の許可等に関し、必要な事項を定めるため、本案を提出する。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業給水条例の一部改正について

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松山市水道事業給水条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙のとおり）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和5年4月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、令和5年4月分及び5月分として徴収する水道料金については、この条例による改正前の別表第1の規定を適用する。

（提案理由）

水道料金を改定するため、本案を提出する。

(別紙)

別表第1 (第24条関係)

区 分	メー ター の口 径	基本料金 (月額)	従量料金 (月額)				
			用途	口径	段階	使用水量	1立方メ ートル につき
上水道	13・ 20ミ リメ ート ル	990円	一般用	13・20 ミリメ ートル	第1段	1立方メー トルから10立 方メー トルま での分	53円
	25ミ リメ ート ル	2,530円			第2段	10立方メー トルを超え20 立方メー トルま での分	162円
	30ミ リメ ート ル	3,740円			第3段	20立方メー トルを超え30 立方メー トルま での分	241円
	40ミ リメ ート ル	6,600円			第4段	30立方メー トルを超え50 立方メー トルま での分	267円
	50ミ リメ ート ル	10,780円			第5段	50立方メー トルを超え100 立方メー トルま での分	280円
	75ミ リメ ート ル	25,080円			第6段	100立方メー トルを超え 500立方メー トルま での分	285円
	100 ミリ メー トル	45,430円			第7段	500立方メー トルを超える 分	288円
	150 ミリ メー トル	101,310 円				25ミリ メー トル 以上	第1段
	150ミリメー トルを超えるもの は、管理者が別 に定める。				第2段	20立方メー トルを超え30 立方メー トルま での分	241円

								第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	267円				
								第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	280円				
								第5段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	285円				
								第6段	500立方メートルを超える分	288円				
								公衆浴場用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	53円		
										第2段	10立方メートルを超える分	95円		
										25ミリメートル以上	1立方メートルから	95円		
								簡易水道	萩原横谷院内立岩米之野客	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	37円
												第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	147円
												第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円
第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円												
				13・20ミリメートル	785円									
				25ミリメートル	1,362円									
				30ミリメートル	1,885円									
				40ミリメートル	2,724円									

	50ミリメートル	4,610円			第5段	50立方メートルを超える分	162円
	50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	147円
					第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円
					第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円
					第4段	50立方メートルを超える分	162円
中島地区	13・20ミリメートル	1,728円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	75円
	25ミリメートル	2,828円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	320円
	30ミリメートル	3,981円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
	40ミリメートル	5,657円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円
	50ミリメートル	9,428円			第5段	50立方メートルを超える分	430円

	75ミリメートル	18,857円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	320円
	75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
		第3段		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円	
		第4段		50立方メートルを超える分	430円	

令和 4 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市企業立地促進条例の一部改正について

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

松山市企業立地促進条例（平成 13 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「平成 20 年総務省令第 125 号）第 5 条」を「平成 31 年総務省令第 46 号）第 4 条」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「環境保全奨励金」を「グリーンイノベーション推進奨励金」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を削り、同条第 4 項中「新規雇用従業員」の次に「又は転勤者」を加え、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「環境保全奨励金」を「グリーンイノベーション推進奨励金」に、「環境保全事業」を「グリーンイノベーション事業」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 7 項を削り、第 8 項を第 6 項とする。

第 6 条第 1 項第 1 号ア及びイ中「新規雇用従業員」の次に「及び転勤者」を加える。

付則第 2 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

別表企業立地促進奨励金の部第 6 条第 1 項第 1 号アに該当する場合（同号イに係る奨励措置を受ける場合を除く。）の項中「操業開始日から」の次に「起算して」を加え、同部第 6 条第 1 項第 1 号イに該当する場合（同号アに係る奨励措置を受ける場合を除く。）の項中「新規雇用従業員」の次に「及び転勤者」を、「から」の次に「起算して」を加え、同部第 6 条第 1 項第 2 号に該当する場合（同項第 1 号に係る奨励措置を受ける場合を除く。）の項及び同表新規事業促進奨励金の項中「操業開始日から」の次に「起算して」を加え、同表雇用促進奨励金の項を次のように改める。

雇用促進奨励金	(1) 正規雇用従業員又は転勤者 1 人につき 55 万円以下。ただし、正規雇用従業員又は転勤者が女性又	(1) 新設の場合 操業開始日の 6 月前の日から操業開始日から起算して 5 年を経過する日ま	1 億円
---------	--	---	------

	<p>は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第1項に規定する高年齢者（以下「女性等」という。）であるときは、1人につき60万円以下</p> <p>(2) 地域限定型正規雇用従業員1人につき45万円以下。ただし、地域限定型正規雇用従業員が女性等であるときは、1人につき50万円以下</p> <p>(3) 有期雇用従業員1人につき30万円以下。ただし、有期雇用従業員が女性等であるときは、1人につき35万円以下</p>	<p>での期間（第6条第1項第1号イに該当する場合において、新規雇用従業員及び転勤者の数が10人未満のとき（同号アに係る奨励措置を受けるときを除く。）は、操業開始日の6月前の日から操業開始日から起算して1年を経過する日までの期間）の範囲内。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 増設又は移設の場合 操業開始日の6月前の日から操業開始日から起算して1年を経過する日までの期間の範囲内。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	
--	---	--	--

別表移住奨励金の項を削り、同表環境保全奨励金の項中「環境保全奨励金」を「グリーンイノベーション推進奨励金」に、「環境保全事業」を「グリーンイノベーション事業」に改め、「操業開始日から」の次に「起算して」を加え、同表子育て支援企業奨励金の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、公

布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第8条第1項の規定により指定を受けている企業に係る奨励金については、なお従前の例による。

(提案理由)

企業立地促進に係る奨励措置を見直して引き続き実施するため、本案を提出する。

議案第38号

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について
松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例
松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置を1年延長するため、本案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 令和 4 年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 令和 4 年 4 月 1 日
4. 契約の金額 11,132,000 円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市南吉田町
氏名 武智 弘泰
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(包括外部監査契約の締結)

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令 (抄)

(包括外部監査契約を締結しなければならない市)

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第6次松山市総合計画基本構想の変更について

第6次松山市総合計画基本構想の計画期間を次のとおり変更する。

記

区 分	計 画 期 間
変更前	平成25（2013）年度から平成34（2022）年度まで
変更後	平成25（2013）年度から令和6（2024）年度まで

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、次期総合計画の開始年度を令和7年度とすることに伴い、現行の総合計画の期間を延長することにつき、松山市総合計画策定条例第4条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

松山市総合計画策定条例（抄）

（議会の議決）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市道上での事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

令和2年4月28日午後0時50分頃、松山市井門町843番地1地先の市道浮穴1号線上において、道路の陥没により、相手方及び第三者に損害（物損・人身）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として1,529,167円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じて、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市道上での事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

相互救済事業の委託について

松山市営住宅に係る相互救済事業を次のとおり委託する。

記

1. 委託する事業

火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業

2. 委託する相手方

東京都港区虎ノ門二丁目3番17号

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

理事長 野村 守

3. 委託する対象財産

市営住宅及び共同施設

4. 委託開始日

令和4年4月1日

(提案理由)

松山市営住宅に係る相互救済事業の委託について、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(相互救済事業)

第263条の2 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

令和4年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 209号線	小栗七丁目	小栗七丁目	
2	市道 新玉 96号線	南江戸二丁目	南江戸二丁目	
3	市道 桑原 286号線	畑寺四丁目	畑寺四丁目	
4	市道 桑原 287号線	畑寺三丁目	畑寺三丁目	
5	市道 桑原 288号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
6	市道 味生 302号線	北斎院町	北斎院町	
7	市道 生石 297号線	高岡町	高岡町	
8	市道 生石 298号線	高岡町	高岡町	
9	市道 垣生 208号線	西垣生町	西垣生町	
10	市道 宮前 178号線	古三津一丁目	古三津一丁目	
11	市道 高浜 123号線	松ノ木二丁目	松ノ木二丁目	
12	市道 潮見 143号線	谷町	谷町	
13	市道 和気 246号線	馬木町	馬木町	
14	市道 堀江 254号線	堀江町	堀江町	
15	市道 堀江 255号線	堀江町	堀江町	
16	市道 余土 259号線	市坪南一丁目	市坪南一丁目	

17	市道 久米 259号線	福音寺町	福音寺町	
18	市道 久米 260号線	南久米町	南久米町	
19	市道 石井 544号線	古川南二丁目	古川南二丁目	
20	市道 北条 22号線	北条辻	北条辻	
21	市道 北条 23号線	北条辻	北条辻	
22	市道 北条 24号線	北条辻	北条辻	
23	市道 味生 303号線	北斎院町	北斎院町	
24	市道 浮穴 110号線	森松町	森松町	
25	市道 市営住宅新開団地内 2号線	北条辻	北条辻	

2. 次の市道路線の一部を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
26	市道 新開団地内2号線	北条辻	北条辻	
27	市道 新開団地内7号線	北条辻	北条辻	
28	市道 新開団地内8号線	北条辻	北条辻	
29	市道 市営住宅新開団地内 線	北条辻	北条辻	

3. 次の市道路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
30	市道 新開団地内3号線	北条辻	北条辻	
31	市道 新開団地内4号線	北条辻	北条辻	
32	市道 新開団地内5号線	北条辻	北条辻	

33	市道 新開団地内6号線	北条辻	北条辻	
----	-------------	-----	-----	--

(提案理由)

図面番号第1～24号は都市計画法第29条の開発行為の許可に準じて建設された道路を市道認定するもので、第25～33号は市営住宅の建替に伴い、市道の認定、一部廃止及び廃止するため、道路法第8条及び10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

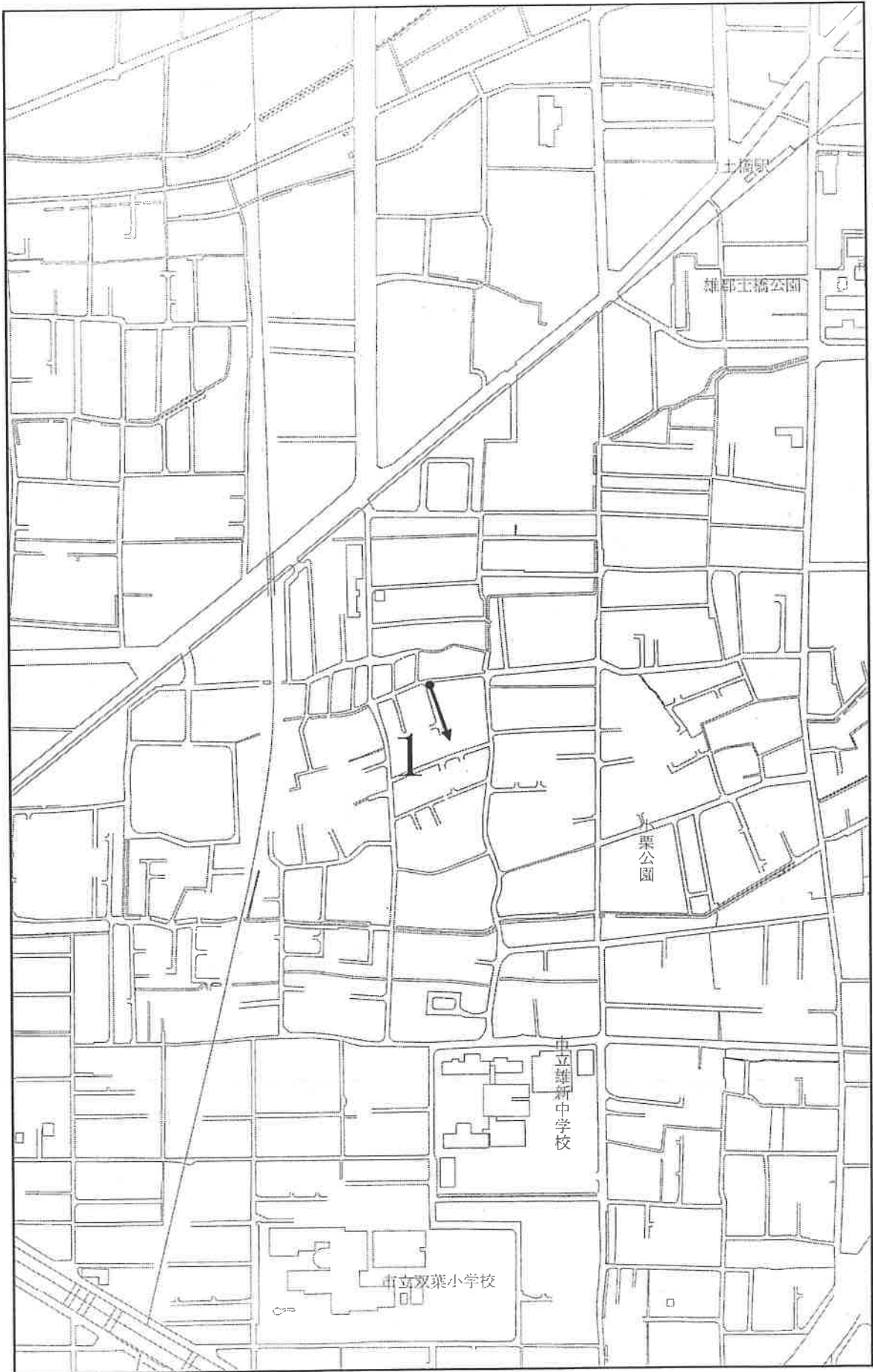
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

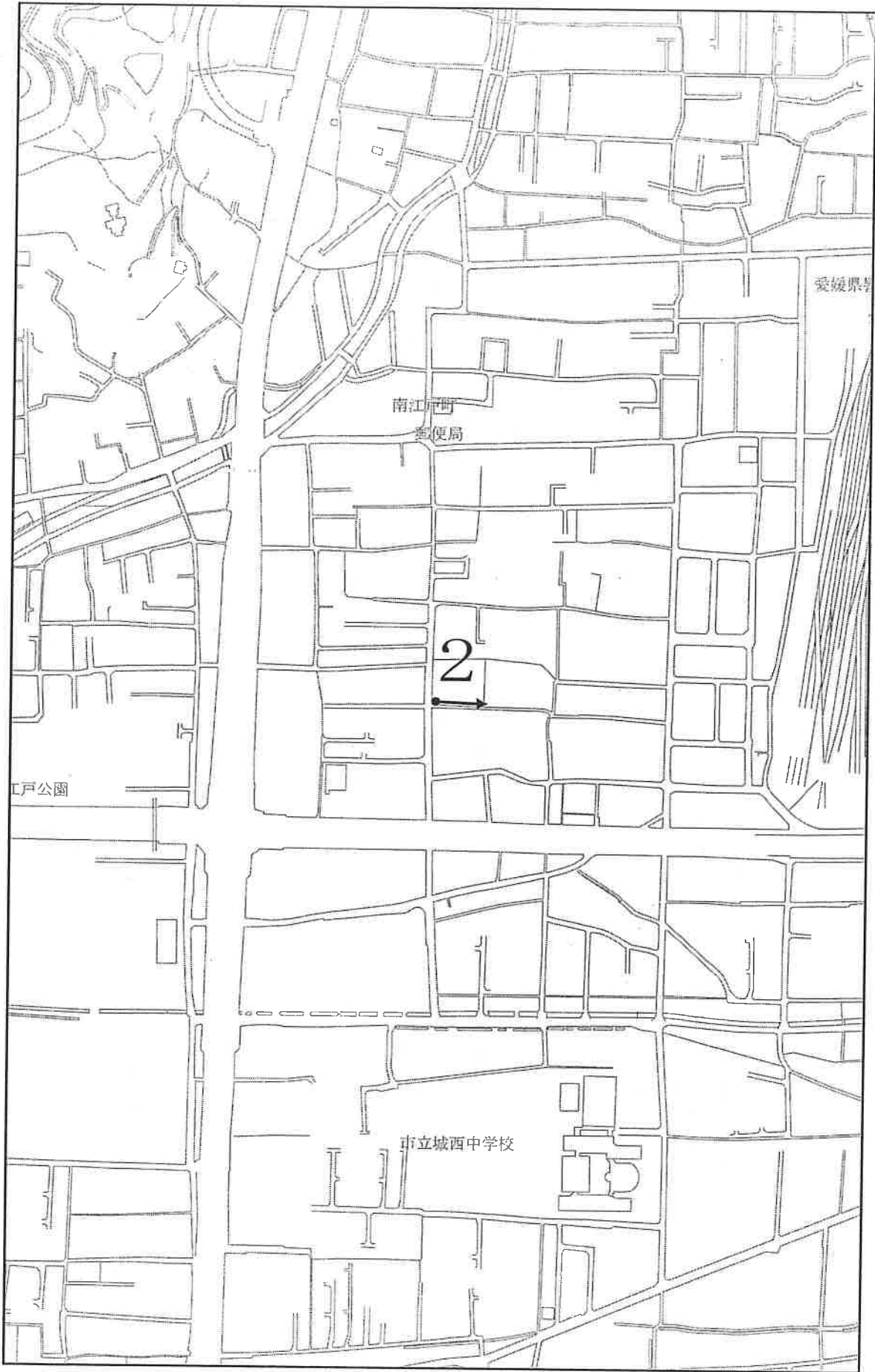
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

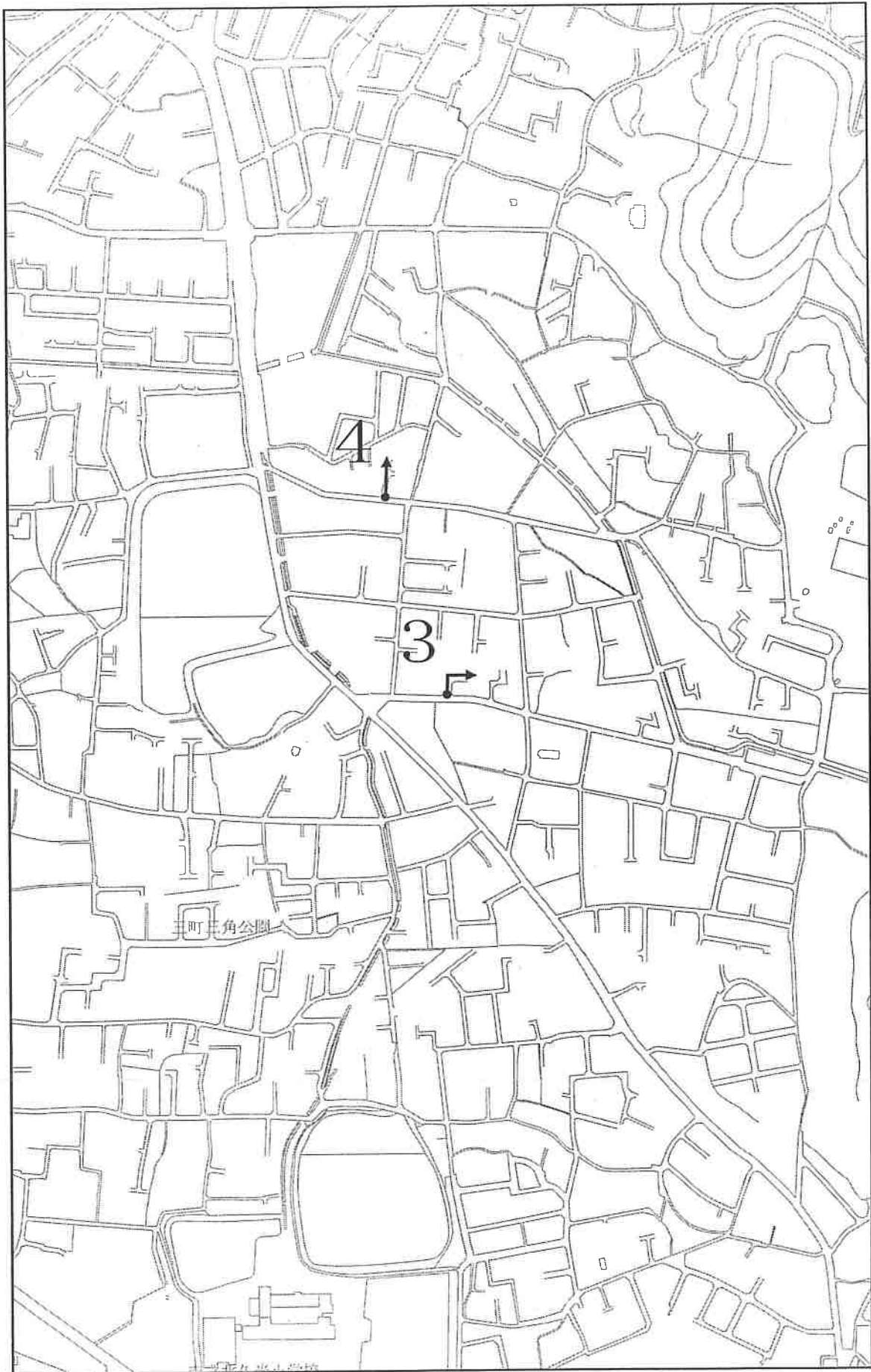
(路線の廃止又は変更)

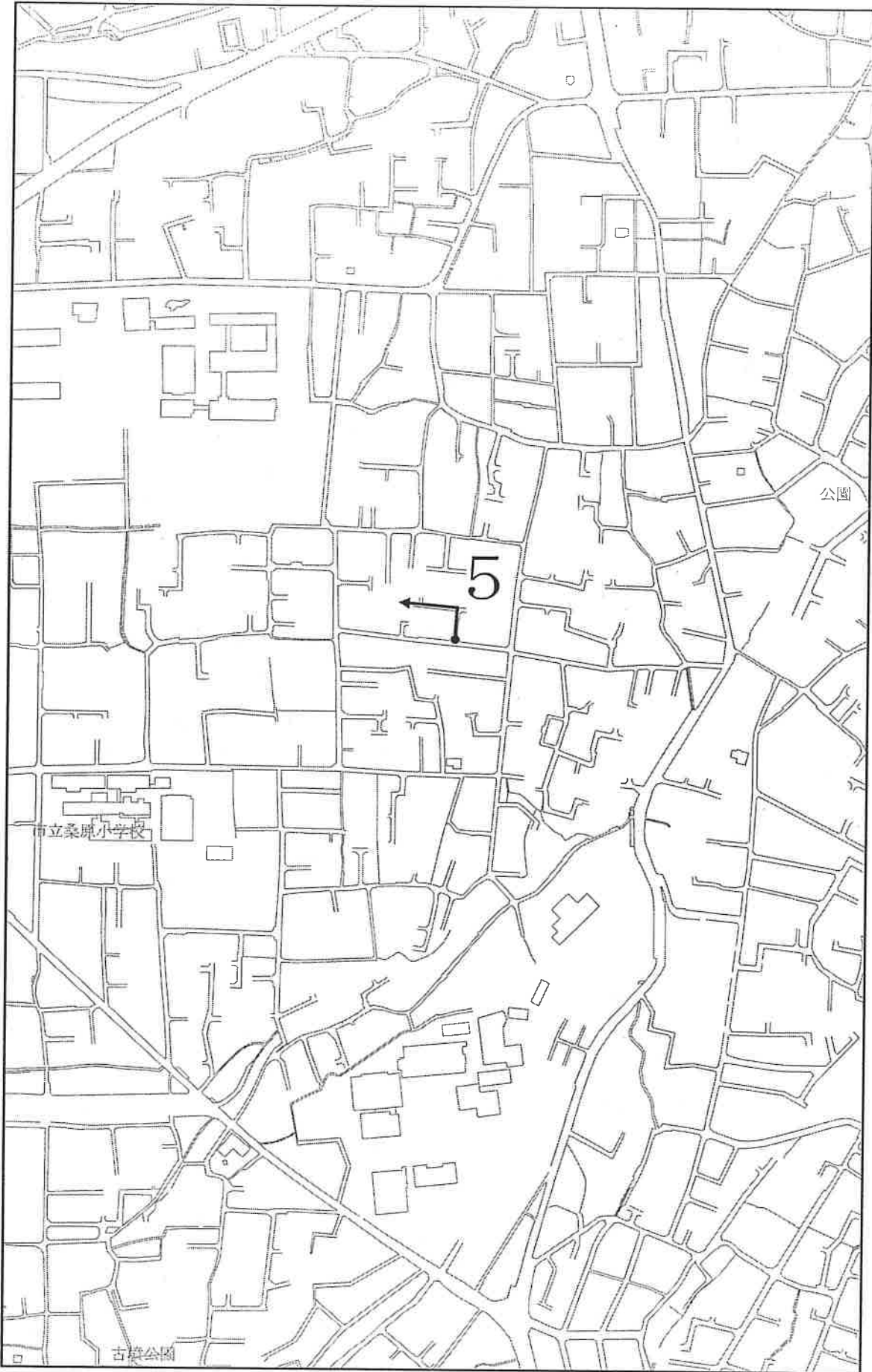
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

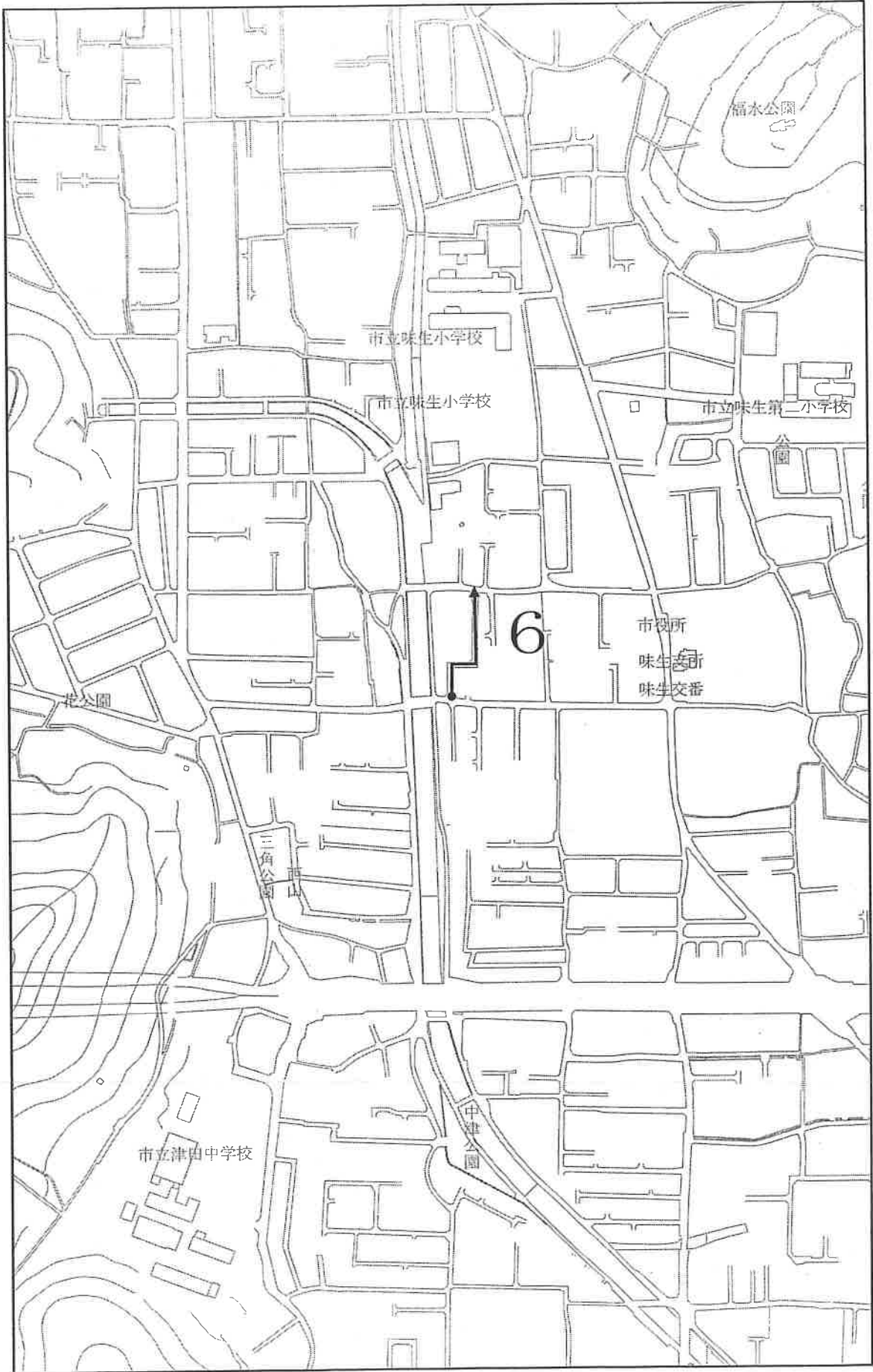
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

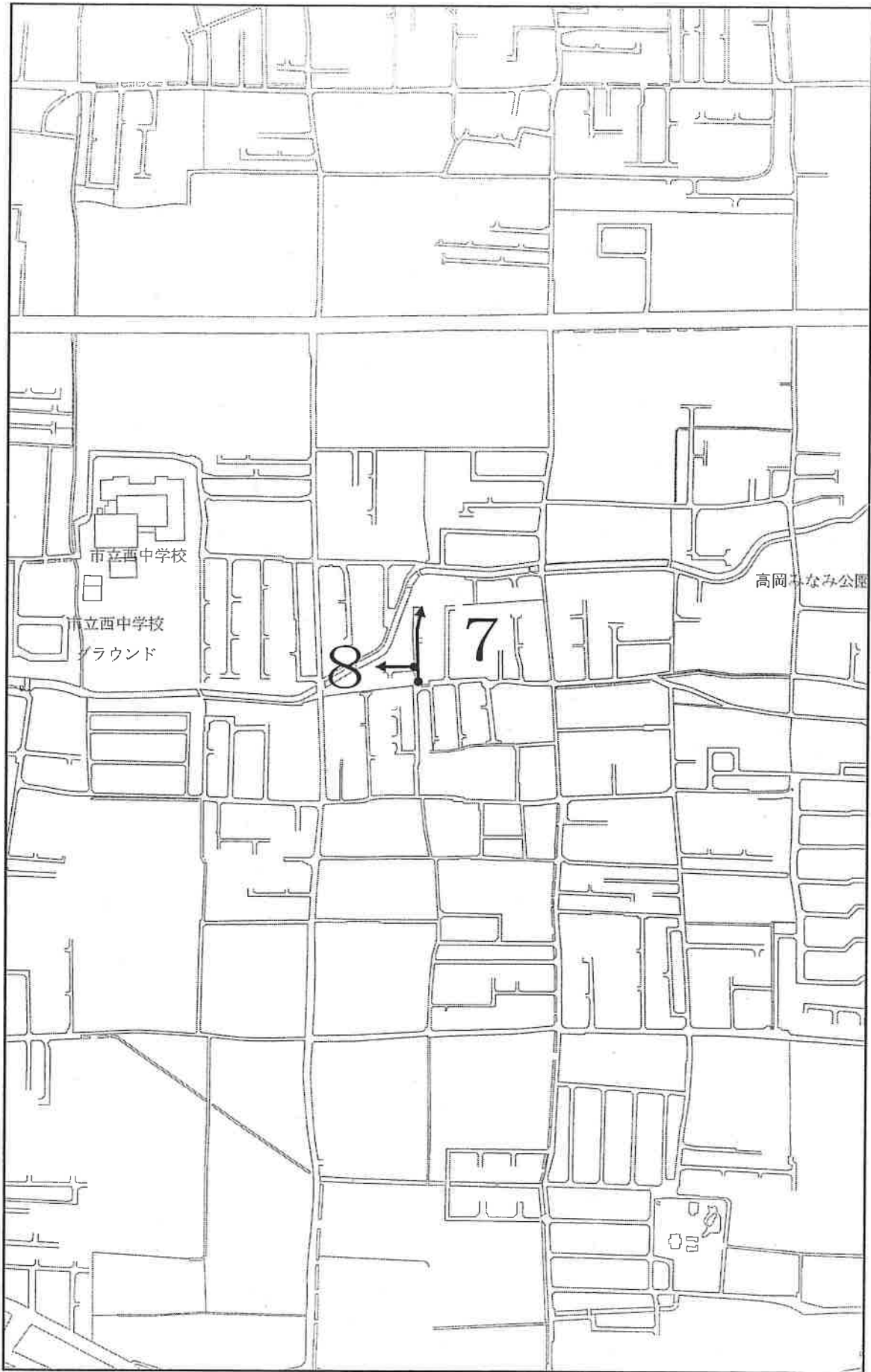


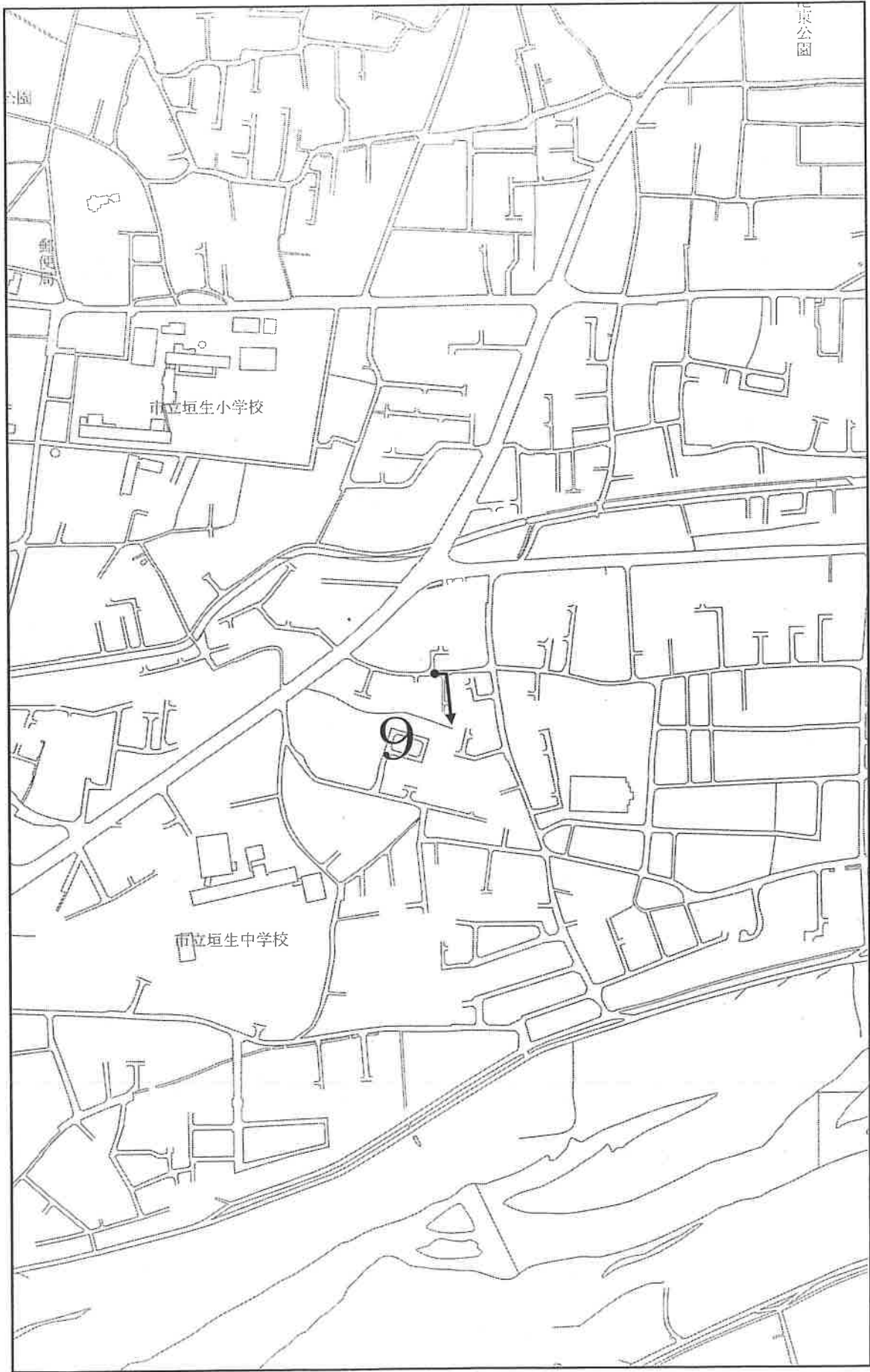


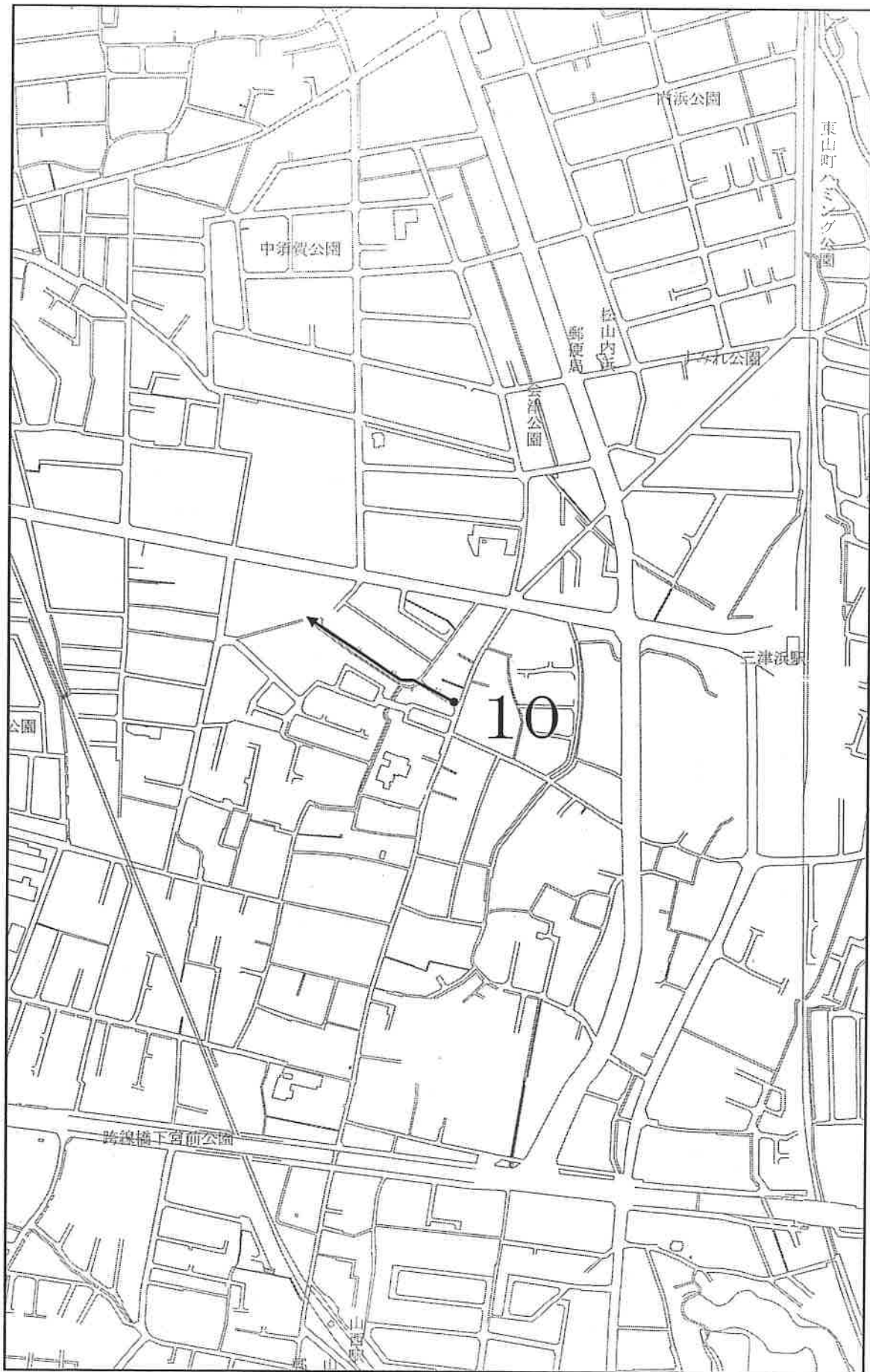






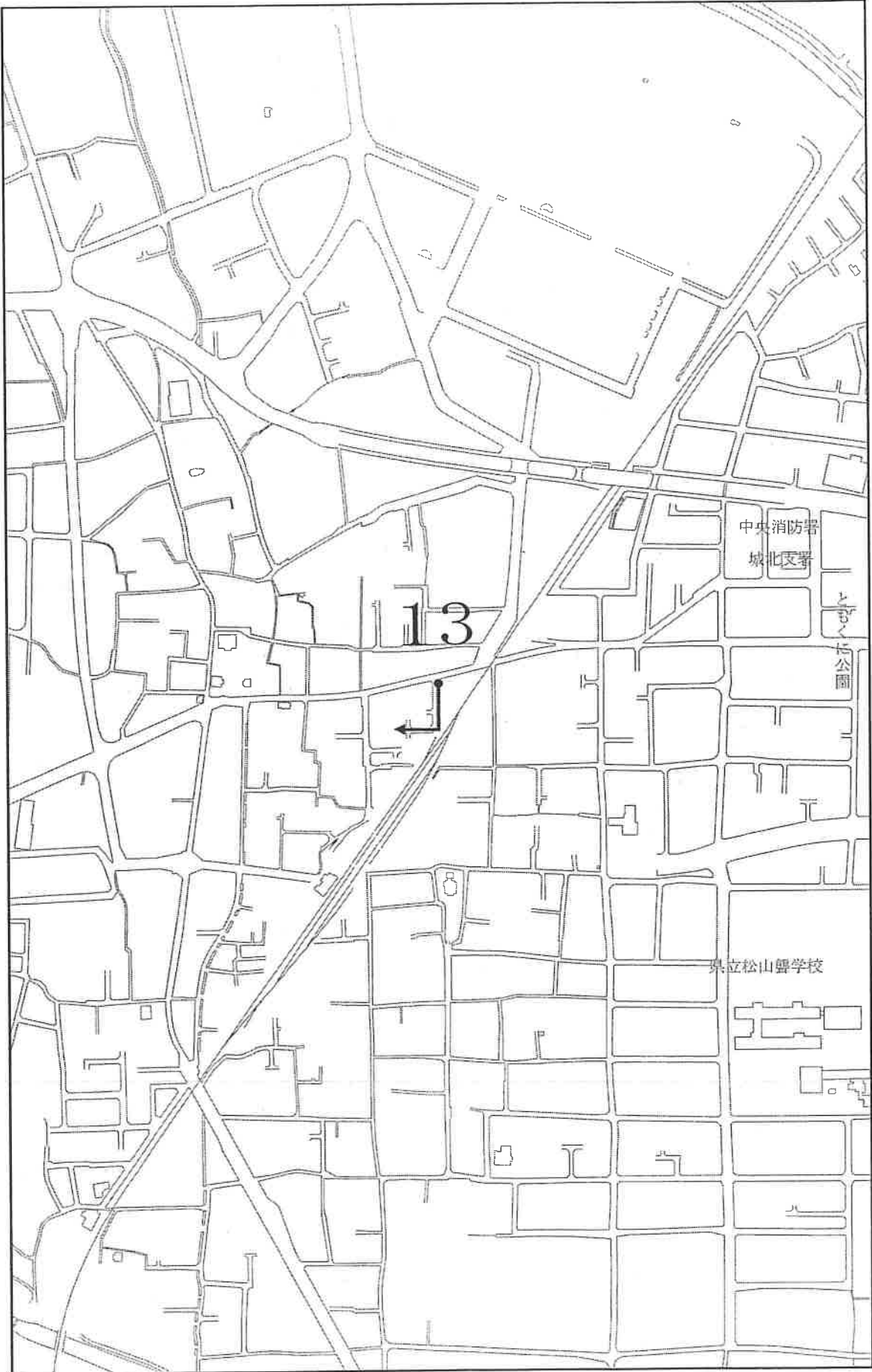


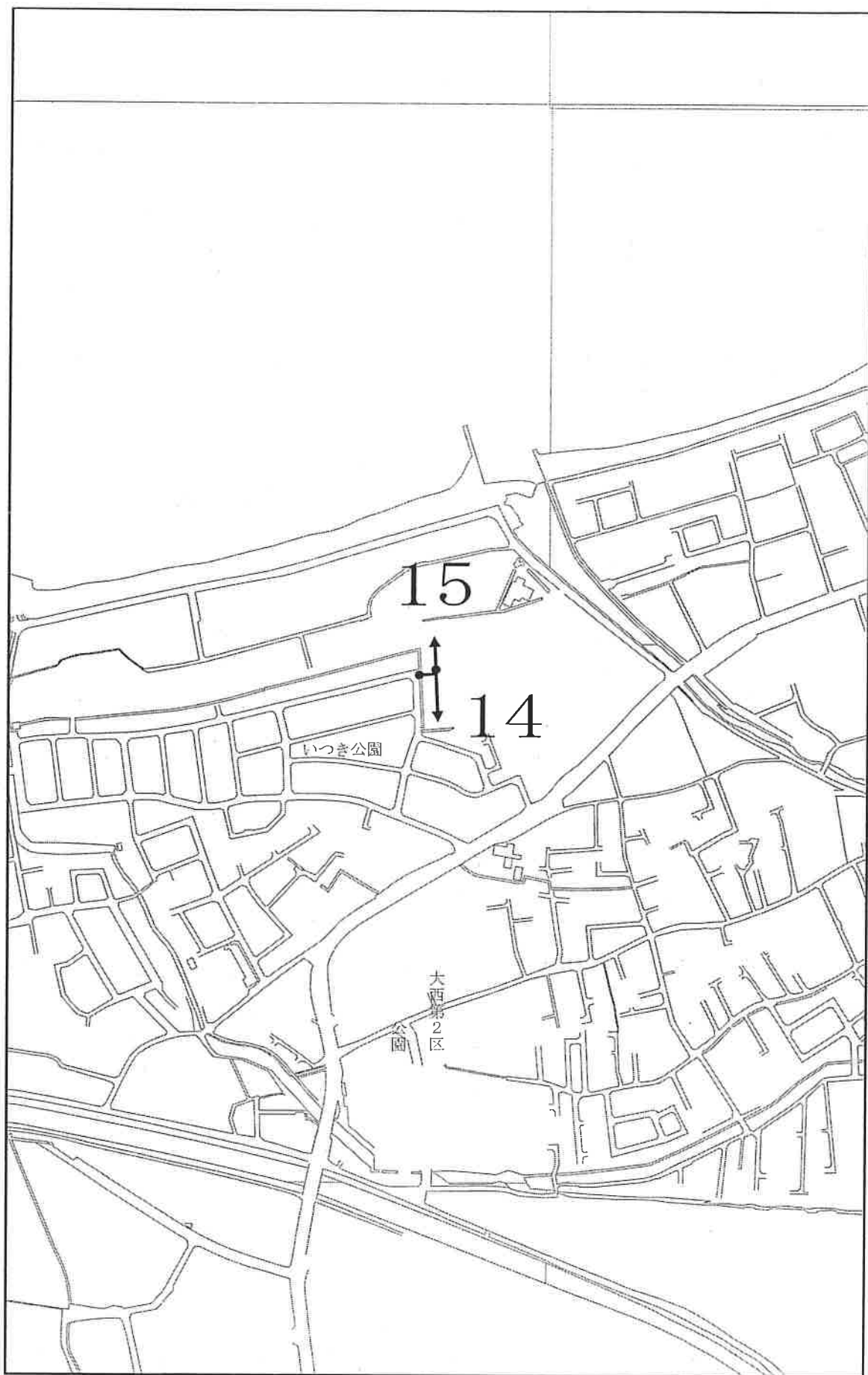


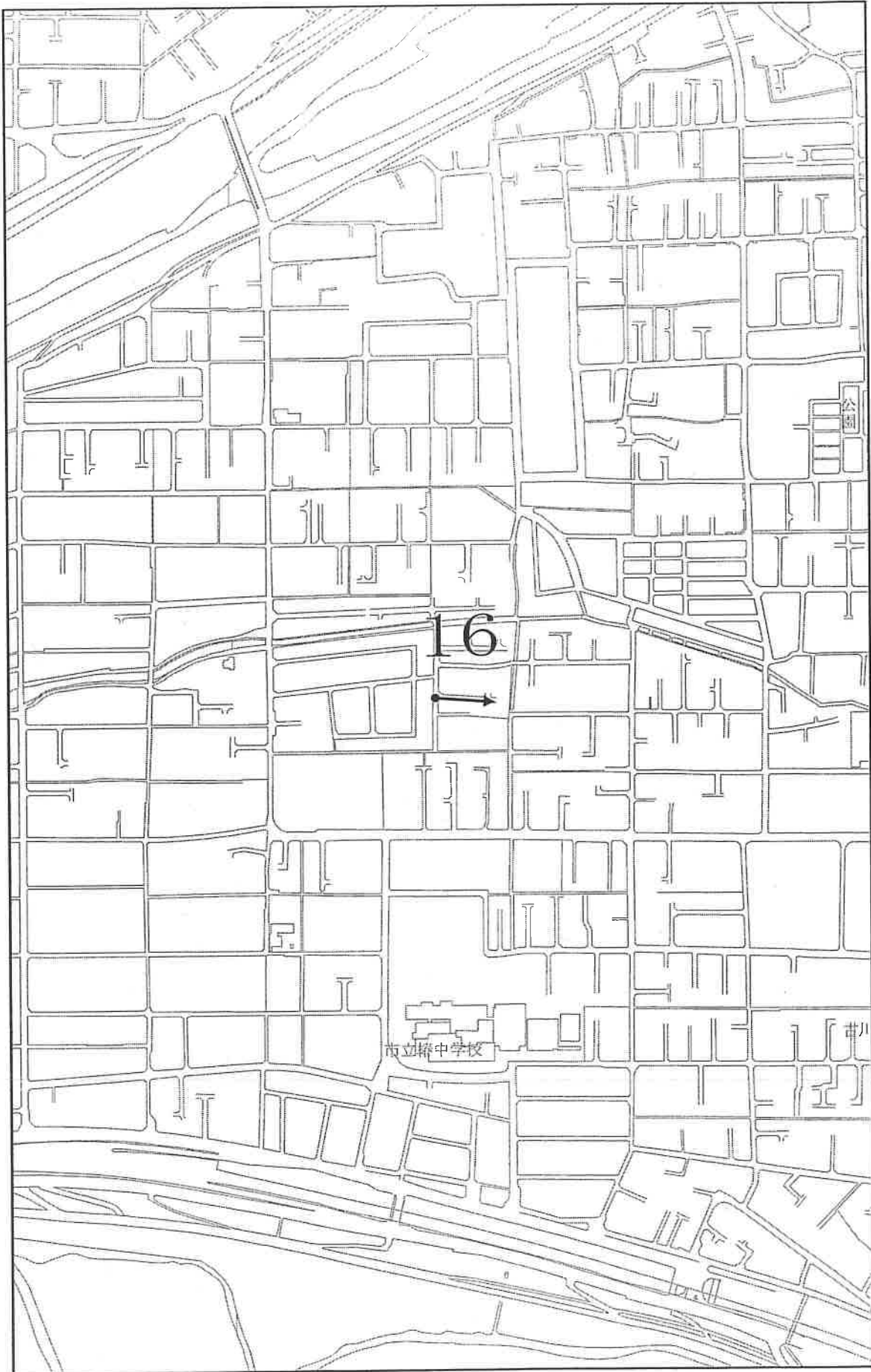


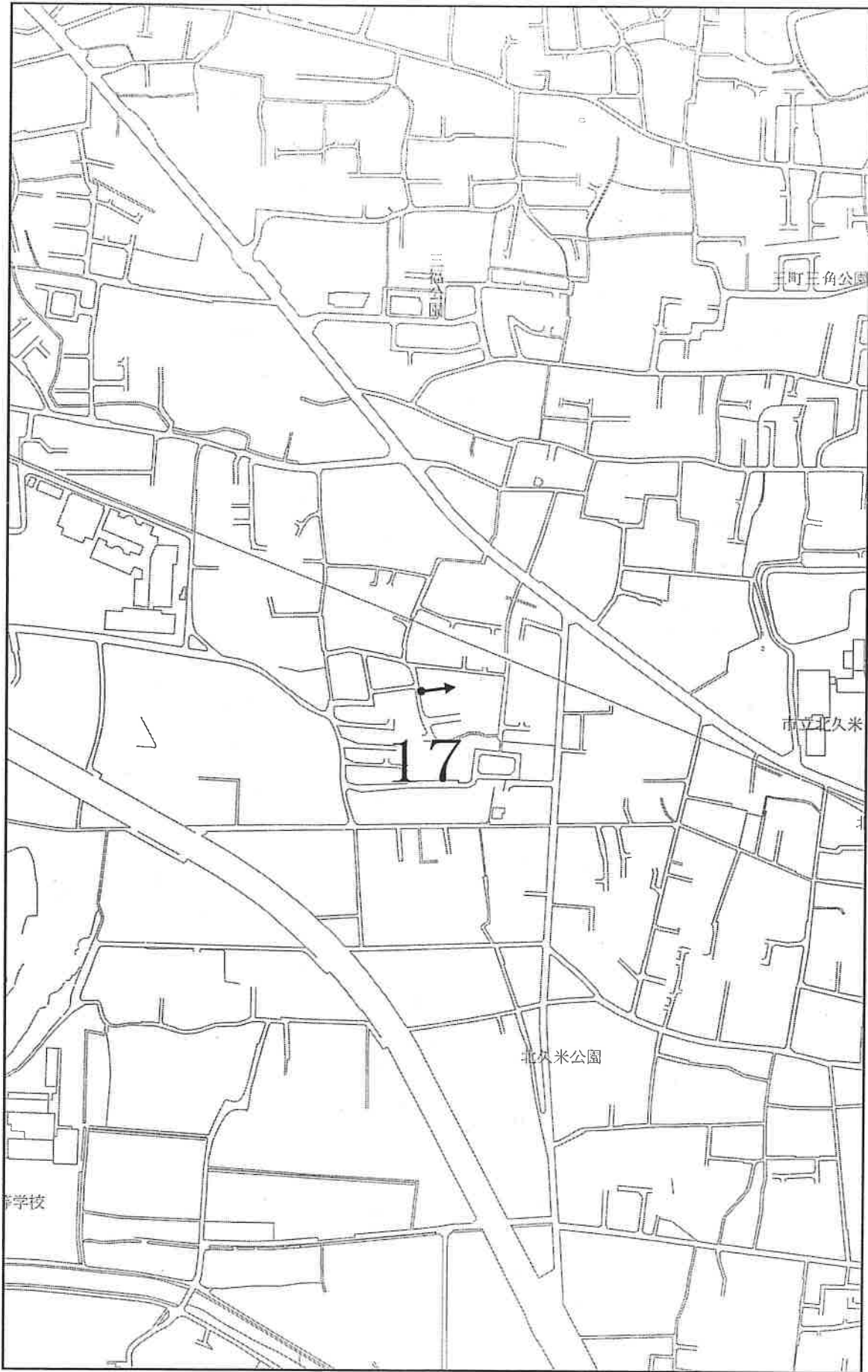


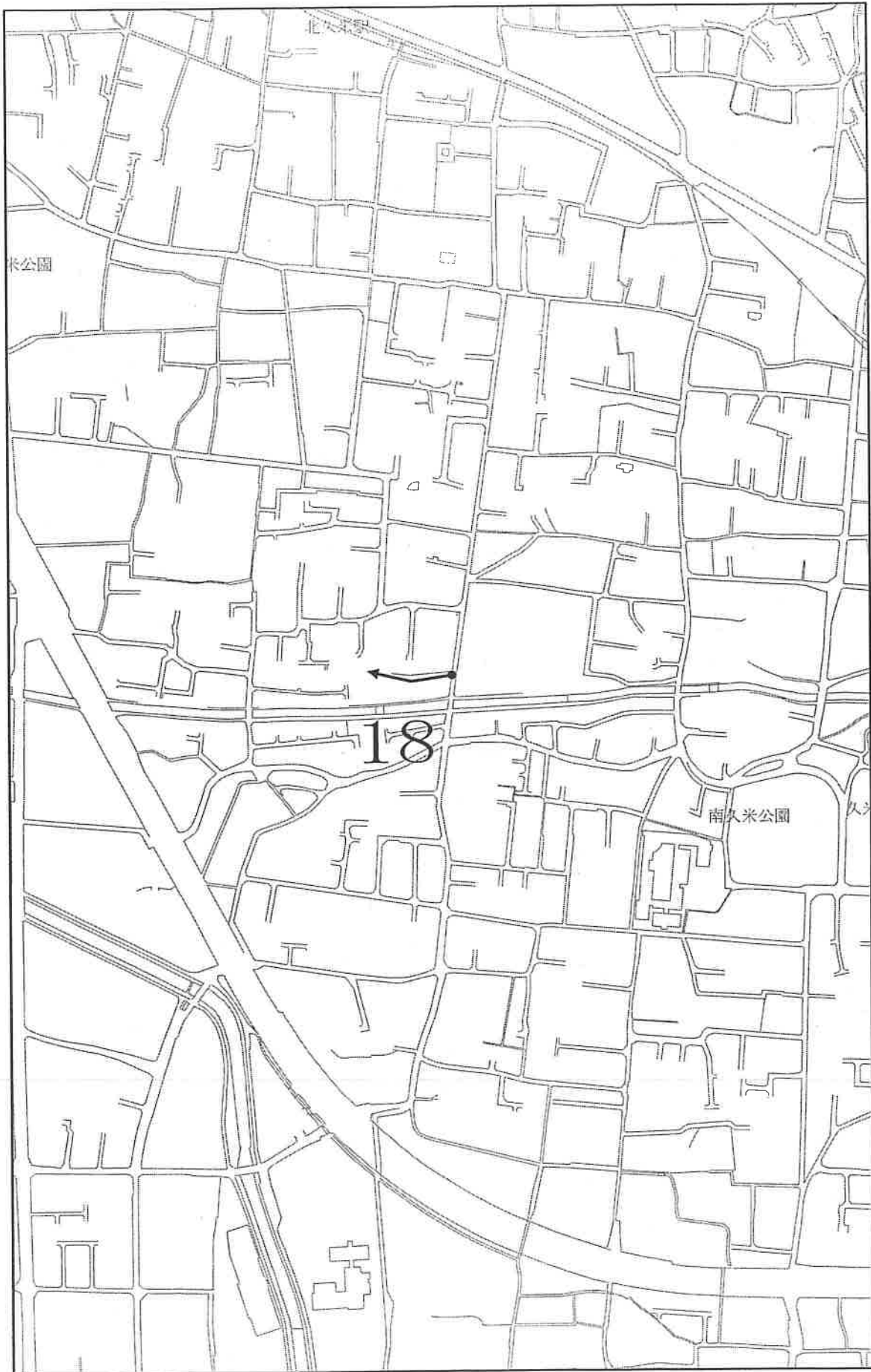


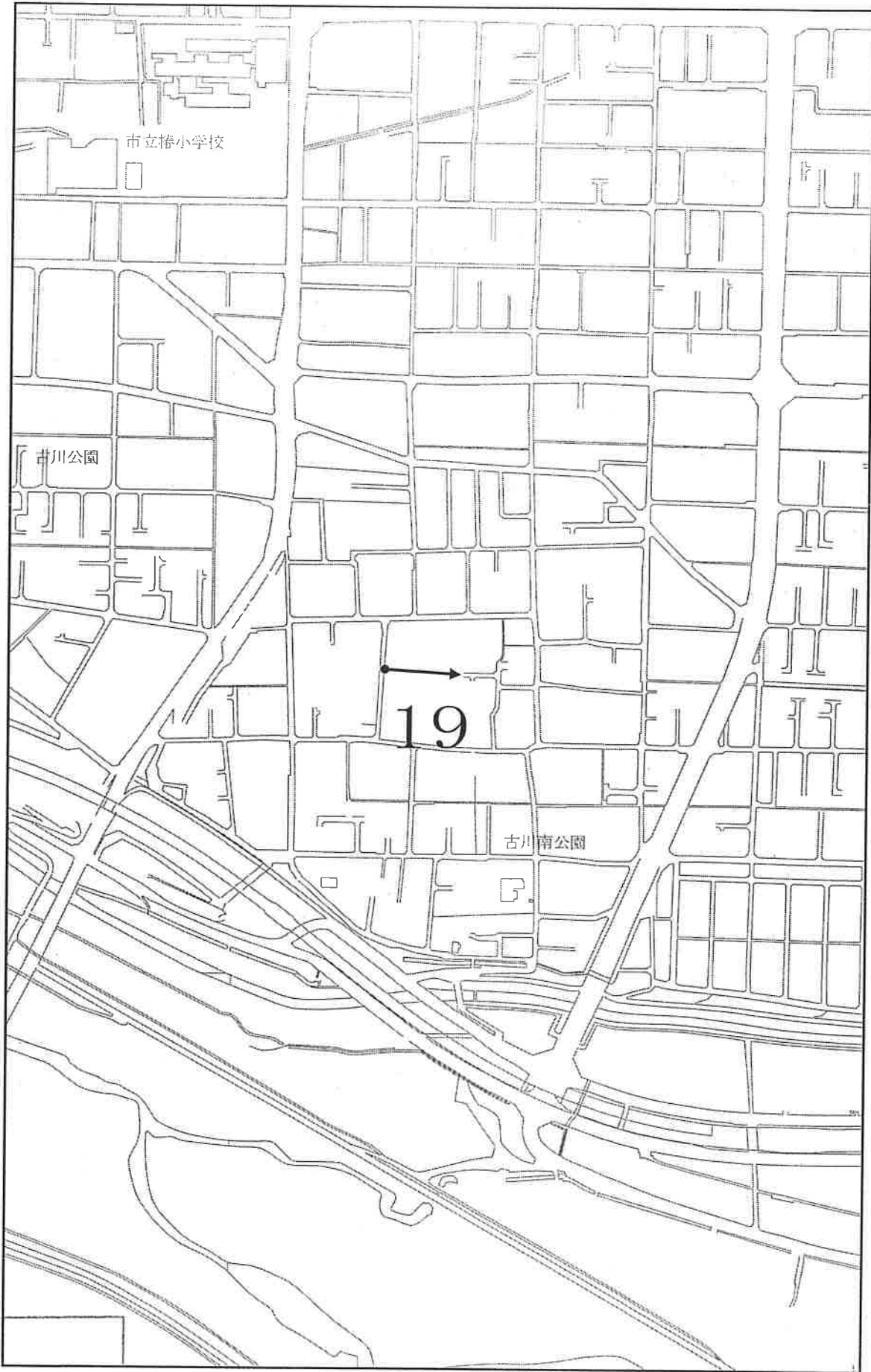


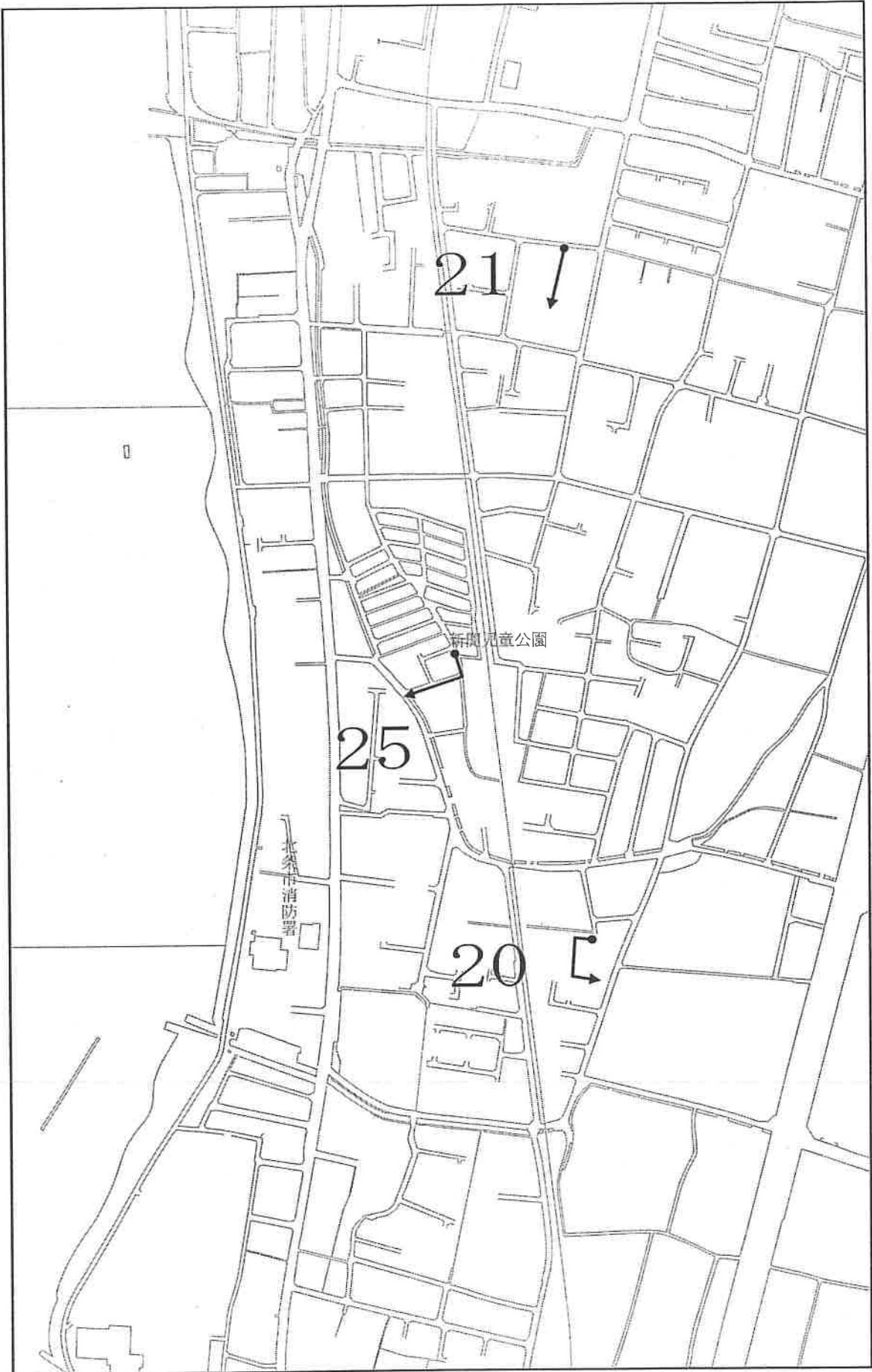


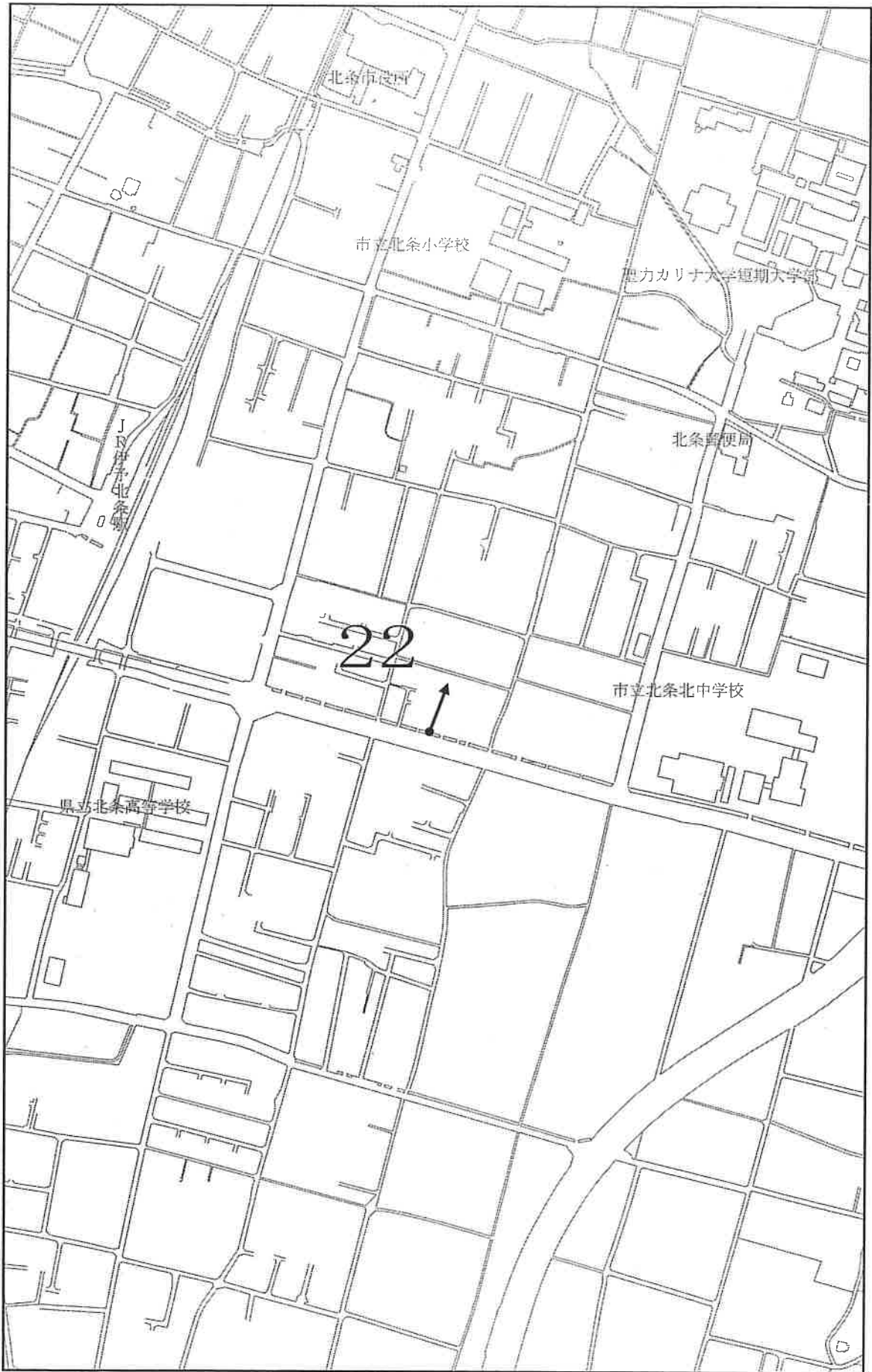


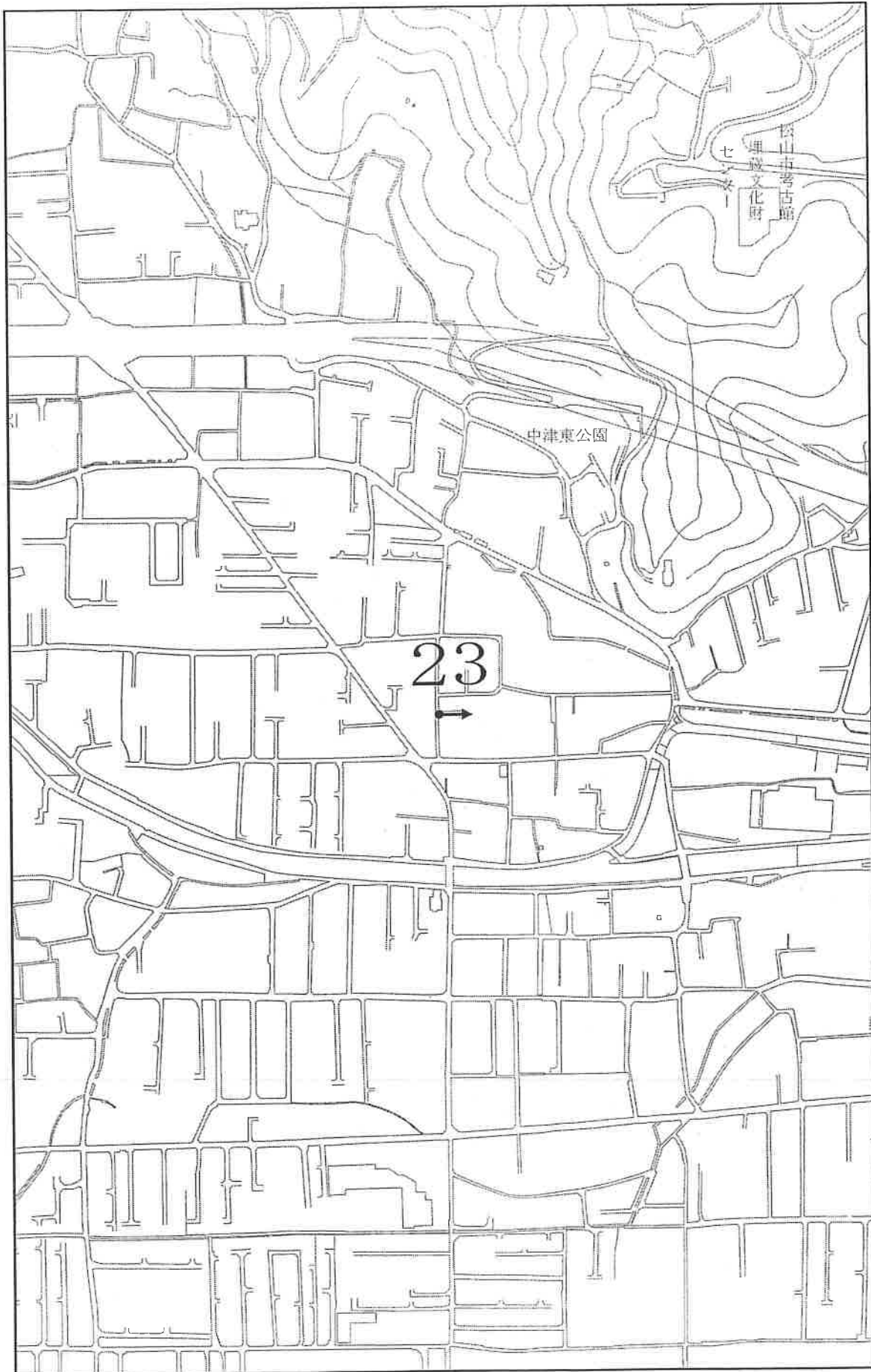




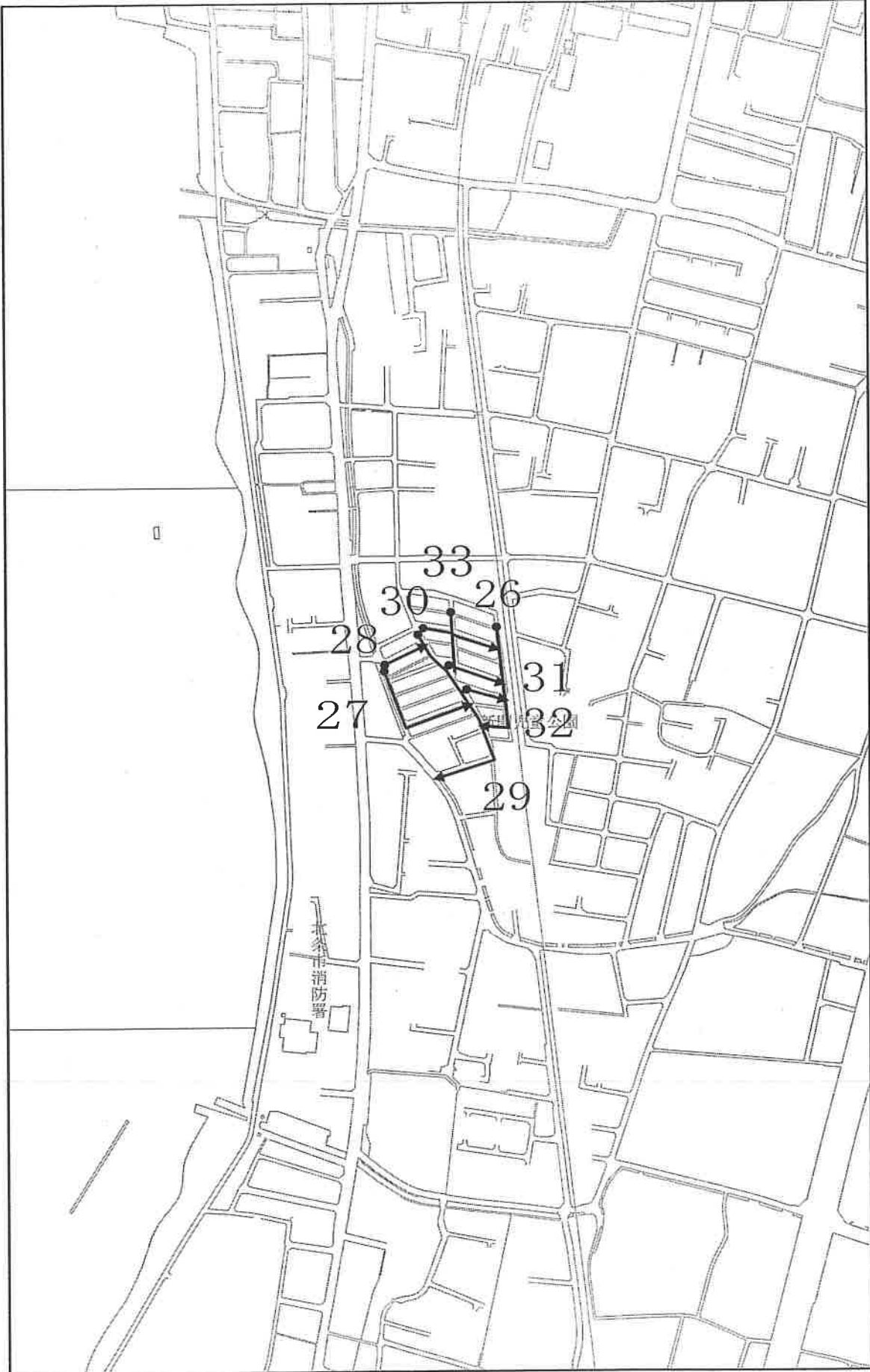












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の		延長 m
				幅員	m	
1	市 道 雄 郡 2 0 9 号 線	松山市小栗七丁目	松山市小栗七丁目	4.3	47.7	
		238番1地先	238番7地先	~ 8.8		
2	市 道 新 玉 9 6 号 線	松山市南江戸二丁目	松山市南江戸二丁目	4.3	43.2	
		693番1地先	692番3地先	~ 8.7		
3	市 道 桑 原 2 8 6 号 線	松山市畑寺四丁目	松山市畑寺四丁目	4.3	34.3	
		179番1地先	179番4地先	~ 8.7		
4	市 道 桑 原 2 8 7 号 線	松山市畑寺三丁目	松山市畑寺三丁目	4.3	27.6	
		315番3地先	314番6地先	~ 8.8		
5	市 道 桑 原 2 8 8 号 線	松山市正円寺四丁目	松山市正円寺四丁目	4.8	72.1	
		229番7地先	233番21地先	~ 8.7		
6	市 道 味 生 3 0 2 号 線	松山市北斎院町	松山市北斎院町	5.3	120.9	
		746番7地先	745番14地先	~ 13.0		
7	市 道 生 石 2 9 7 号 線	松山市高岡町	松山市高岡町	4.3	72.5	
		325番1地先	325番5地先	~ 6.1		
8	市 道 生 石 2 9 8 号 線	松山市高岡町	松山市高岡町	4.3	28.8	
		325番9地先	325番11地先	~ 8.4		
9	市 道 垣 生 2 0 8 号 線	松山市西垣生町	松山市西垣生町	4.3	50.6	
		550番6地先	546番5地先	~ 9.0		
10	市 道 宮 前 1 7 8 号 線	松山市古三津一丁目	松山市古三津一丁目	5.3	152.5	
		1629番5地先	1836番9地先	~ 9.7		
11	市 道 高 浜 1 2 3 号 線	松山市松ノ木二丁目	松山市松ノ木二丁目	4.3	34.2	
		762番5地先	762番6地先	~ 8.6		
12	市 道 潮 見 1 4 3 号 線	松山市谷町	松山市谷町	4.3	48.5	
		甲71番1地先	甲71番3地先	~ 9.0		
13	市 道 和 気 2 4 6 号 線	松山市馬木町	松山市馬木町	4.3	71.2	
		304番7地先	304番16地先	~ 9.0		
14	市 道 堀 江 2 5 4 号 線	松山市堀江町	松山市堀江町	5.3	62.9	
		甲821番2地先	甲821番5地先	~ 9.9		
15	市 道 堀 江 2 5 5 号 線	松山市堀江町	松山市堀江町	5.3	42.0	
		甲821番2地先	甲821番3地先	~ 7.5		
16	市 道 余 土 2 5 9 号 線	松山市市坪南一丁目	松山市市坪南一丁目	4.3	53.5	
		266番1地先	266番8地先	~ 9.3		

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 久米259号線	松山市福音寺町 33番13地先	松山市福音寺町 33番16地先	4.3 ～ 8.5	29.6
18	市 道 久米260号線	松山市南久米町 492番1地先	松山市南久米町 493番5地先	5.3 ～ 9.9	64.8
19	市 道 石井544号線	松山市古川南二丁目 700番5地先	松山市古川南二丁目 700番12地先	5.0 ～ 9.4	62.4
20	市 道 北条22号線	松山市北条辻 1115番11地先	松山市北条辻 1143番9地先	4.3 ～ 7.6	71.9
21	市 道 北条23号線	松山市北条辻 784番1地先	松山市北条辻 784番5地先	5.3 ～ 9.3	51.6
22	市 道 北条24号線	松山市北条辻 464番1地先	松山市北条辻 464番3地先	4.5 ～ 8.9	45.2
23	市 道 味生303号線	松山市北斎院町 160番12地先	松山市北斎院町 160番10地先	4.3 ～ 8.7	26.2
24	市 道 浮穴110号線	松山市森松町 714番3地先	松山市森松町 714番8地先	4.3 ～ 8.7	41.4
25	市 道 市 営 住 宅 新開団地内2号線	松山市北条辻 963番9地先	松山市北条辻 958番11地先	4.3 ～ 10.1	86.0

図面 番号	路線名	区 間		敷地の 幅員 m	延長 m
26	市 道 新開団地内2号線	現行	松山市北条辻807番3地先 松山市北条辻961番2地先	3.5 ～ 6.7	200.6
		廃止	松山市北条辻953番1地先 松山市北条辻961番2地先	—	127.6
27	市 道 新開団地内7号線	現行	松山市北条辻953番1地先 松山市北条辻956番3地先	3.7 ～ 4.8	172.4
		廃止	松山市北条辻958番1地先 松山市北条辻956番3地先	—	127.4
28	市 道 新開団地内8号線	現行	松山市北条辻1169番78番地先 松山市北条辻957番地先	4.3 ～ 11.5	57.6
		廃止	松山市北条辻958番1地先 松山市北条辻957番地先	—	31.9

図面 番号	路 線 名	区 間		敷地の	延長 m
				幅員 m	
29	市 道 市 営 住 宅 新 開 団 地 内 線	現 行	松山市北条辻803番4地先 松山市北条辻958番11地先	4.0 ～ 7.1	397.6
		廃 止	松山市北条辻958番1地先 松山市北条辻963番9地先	—	189.8

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の	延長 m
				幅員 m	
30	市 道 新開団地内3号線	松山市北条辻 958番8地先	松山市北条辻 954番地先	4.2	65.9
				～ 4.2	
31	市 道 新開団地内4号線	松山市北条辻 959番地先	松山市北条辻 955番地1地先	4.3	46.9
				～ 4.9	
32	市 道 新開団地内5号線	松山市北条辻 955番1地先	松山市北条辻 955番地2地先	2.2	29.3
				～ 5.0	
33	市 道 新開団地内6号線	松山市北条辻 953番1地先	松山市北条辻 955番地1地先	4.2	62.1
				～ 6.6	